

奈良県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年八月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森川 邦雄	大和郡山市筒井町一二九六
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	石田 克正	〃 〃 一六二七
〃	藤田 正信	〃 九条平野町一―四一
〃	森 浩昭	〃 筒井町一六〇三一
〃	森村 浩行	〃 〃 一五六五―一
〃	伊豆 佳三	〃 〃 一五三七―一
〃	奥山 憲一	〃 〃 一六八―三
〃	橋本 周司	〃 〃 一六〇九
〃	松井 勇	〃 〃 一三七八―二
〃	矢尾 正則	〃 〃 一六四一
監事	米山 隆雄	〃 〃 一六一九
〃	長榮 哲矢	〃 〃 二二七―四
〃	松田 悦治	〃 〃 一三九五―一
〃	堀口 博史	〃 〃 一五二三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	石田 克正	大和郡山市筒井町一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 〃 一四九六
〃	奥山 憲一	〃 〃 一六八―三
〃	森 浩昭	〃 〃 一六〇三一
〃	矢尾 正則	〃 〃 一六四一
〃	藤田 諭亨	〃 〃 一二五一―三

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃

松田 西岡 中川 堀口 竹本 森村 八百井 米山  
悦治 進 光義 博史 嘉之 誠一 智 隆雄

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

一三九五― 一五九五 一五六九 一五二三 一三七九 一五六五― 五九〇― 一六一九